

厚生労働省発医政1007 第5号
令和7年10月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

医療提供体制施設整備交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号本職通知の別紙「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

改正後	現行																		
<p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 (1)～(31) (略)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、4の(1)から(30)に掲げる交付対象事業については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="174 1265 1106 1449"> <thead> <tr> <th>1 事業区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)、(2)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)救急ヘリポー</td> <td>ヘリポート</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1)、(2)	(略)	(略)	(3)救急ヘリポー	ヘリポート	(略)	<p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 (1)～(31) (略)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1151 1265 2076 1449"> <thead> <tr> <th>1 事業区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)、(2)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)救急ヘリポー</td> <td>ヘリポート</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1)、(2)	(略)	(略)	(3)救急ヘリポー	ヘリポート	(略)
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費																	
(1)、(2)	(略)	(略)																	
(3)救急ヘリポー	ヘリポート	(略)																	
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費																	
(1)、(2)	(略)	(略)																	
(3)救急ヘリポー	ヘリポート	(略)																	

別 紙

改正後			現行		
ト施設整備事業	1 医療機関当たり <u>60,772</u> 千円		ト施設整備事業	1 医療機関当たり <u>58,044</u> 千円	
(4)ヘリポート周辺施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり <u>212,838</u> 千円	(略)	(4)ヘリポート周辺施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり <u>203,284</u> 千円	(略)
	給油施設 1 医療機関当たり <u>134,038</u> 千円	(略)		給油施設 1 医療機関当たり <u>128,021</u> 千円	(略)
	融雪施設 1 医療機関当たり <u>134,038</u> 千円	(略)		融雪施設 1 医療機関当たり <u>128,021</u> 千円	(略)
(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>92,489</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの	(略)		補強が必要と認められるもの	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>84,100</u> 円</p>			<p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>51,300</u> 円</p>	
(6)～(9)	(略)	(略)	(6)～(9)	(略)	(略)
(10) 周産期医療施設施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p><u>(1) MFICU 整備</u></p> <p><u>ア</u> 都道府県人口規模 400 万人以上の場合</p> <p>500 m²</p> <p><u>イ</u> 都道府県人口規模 400 万人未満の場合</p> <p>300 m²</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。）</p> <p>（病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）</p>	(10) 周産期医療施設施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p><u>(1)</u> 都道府県人口規模 400 万人以上の場合</p> <p>500 m²</p> <p><u>(2)</u> 都道府県人口規模 400 万人未満の場合</p> <p>300 m²</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。）</p> <p>（病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）</p>

別 紙

改正後			現行		
	<p><u>(2) 産科区域整備</u></p> <p><u>病棟等の感染対策に係る整備</u></p> <p><u>対象面積 1 ㎡当たり</u></p> <p><u>基準単価 239,300 円</u></p>	<p><u>産科区域整備</u></p> <p><u>に必要な各部門</u></p> <p><u>の病棟入り口の</u></p> <p><u>扉の設置、病棟</u></p> <p><u>のゾーニングを</u></p> <p><u>行うための改修</u></p> <p><u>等に要する工事</u></p> <p><u>費又は工事請負</u></p> <p><u>費</u></p>			
(11)～(12)	(略)	(略)	(11)～(12)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟 (略)</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (略)</p> <p>(3) 診療所</p>	(略)	(13) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟 (略)</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (略)</p> <p>(3) 診療所</p>	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>8,257</u> 千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>24,138</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>48,283</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p>		<p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>4,616</u> 千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>13,493</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p>

別 紙

改正後			現行		
	<p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>8,528</u> 千円</p> <p>改築 <u>10,233</u> 千円</p> <p>改修 <u>4,264</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>	(略)		<p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>4,767</u> 千円</p> <p>改築 <u>5,720</u> 千円</p> <p>改修 <u>2,384</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>	(略)
(14) 基幹災害拠	(1) 補強が必要と認められるもの	(略)	(14) 基幹災害拠	(1) 補強が必要と認められるもの	(略)

別 紙

改正後			現行		
点病院施設整備事業	<u>（(2) を除く工法によるもの）</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円		点病院施設整備事業	基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	
	<u>（2）上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> 2,300 m ² × <u>92,510</u> 円			<u>（新設）</u>	
	<u>（3）耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院（(4) を除く工法によるもの）</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>399,800</u> 円			<u>（2）耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円	
	<u>（4）上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> 2,300 m ² × <u>439,780</u> 円			<u>（新設）</u>	
備蓄倉庫	(略)		備蓄倉庫	(略)	

別 紙

改正後			現行		
	1 医療機関当たり <u>198,937</u> 千円			1 医療機関当たり <u>190,007</u> 千円	
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	研修部門 1 医療機関当たり <u>153,031</u> 千円	(略)		研修部門 1 医療機関当たり <u>146,161</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>179,410</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>171,356</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)

別 紙

改正後			現行		
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの <u>((2) を除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円	(略)	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)
	<u>(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m² × 92,510 円</u>			<u>(新設)</u>	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 <u>((4) を除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>399,800</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円	
	<u>(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m² × 439,780 円</u>			<u>(新設)</u>	

別 紙

改正後			現行		
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>56,113</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>53,594</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>92,489</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)
(16) 災害拠点精 神科病院施設	(1) 補強が必要と認められるもの <u>((2) を除く工法によるもの)</u>	(略)	(16) 災害拠点精 神科病院施設	(1) 補強が必要と認められるもの (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
整備事業	<p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>84,100</u> 円</p> <p><u>(2) 上記補強を免震化工法により実 施する場合</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p><u>2,300 m² × 92,510 円</u></p> <p>(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 <u>((4) を除 く工法によるもの)</u></p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>399,800</u> 円</p> <p><u>(4) 上記補強を免震化工法により実 施する場合</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p><u>2,300 m² × 439,780 円</u></p>		整備事業	<p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>51,300</u> 円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>243,800</u> 円</p> <p><u>(新設)</u></p>	
	<p>非常用自家発電設備</p> <p>1 医療機関当たり</p>	(略)		<p>非常用自家発電設備</p> <p>1 医療機関当たり</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>182,276</u> 千円			<u>174,094</u> 千円	
	受水槽 1 医療機関当たり	(略)		受水槽 1 医療機関当たり	(略)
	<u>167,974</u> 千円			<u>160,434</u> 千円	
	給水設備 1 医療機関当たり	(略)		給水設備 1 医療機関当たり	(略)
	<u>78,989</u> 千円			<u>75,443</u> 千円	
	燃料タンク 1 医療機関当たり	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり	(略)
	<u>36,426</u> 千円			<u>34,791</u> 千円	
(17)～(20)	(略)	(略)	(17)～(20)	(略)	(略)
(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>84,100</u> 円	(略)	(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>51,300</u> 円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m²を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×<u>84,100</u>円</p>		<p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m²を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×<u>51,300</u>円</p>		
(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり</p> <p><u>66,400</u>千円</p>	(略)	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり</p> <p><u>40,485</u>千円</p>	(略)
(23) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p><u>(2)を除く工法によるもの</u></p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>84,100</u>円</p> <p><u>(2)上記補強を免震化工法により</u></p>	(略)	(23) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>51,300</u>円</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p><u>実施する場合</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p><u>2,300 m²×92,510 円</u></p> <p>(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 <u>((5)を除く工法によるもの)</u></p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>399,800 円</u></p> <p>(4)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）<u>((5)を除く工法によるもの)</u></p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>399,800 円</u></p> <p><u>(5) (3) 及び (4) の補強を免震化工法により実施する場合</u></p>		<p>(2) <u>ア</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等</p> <p><u>イ</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>243,800 円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

別 紙

改正後			現行		
	<p><u>基準面積</u></p> <p><u>2,300 m²×439,780 円</u></p>				
	<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>64,200 円</u></p> <p><u>(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p><u>2,300 m²×70,620 円</u></p> <p>(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>305,500 円</u></p>	(略)		<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>39,200 円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>186,300 円</u></p>	(略)
	<p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 1111 号)第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震</p>	(略)		<p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 1111 号)第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p><u>(1)補強が必要と認められるもの</u></p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>84,100</u> 円</p> <p><u>(2)上記補強を免震化工法により</u></p> <p><u>実施する場合</u></p> <p>基準面積</p> <p><u>2,300 m²×92,510</u> 円</p>			<p>防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>51,300</u> 円</p> <p><u>(新設)</u></p>	
(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)
	<u>1,156,561</u> 千円			<u>1,104,643</u> 千円	
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)		病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)
	<u>120,603</u> 千円			<u>115,189</u> 千円	
救急告示病院	(略)	救急告示病院	(略)		
<u>120,603</u> 千円		<u>115,189</u> 千円			
在宅当番医制病院	(略)	在宅当番医制病院	(略)		
<u>120,603</u> 千円		<u>115,189</u> 千円			

別 紙

改正後			現行		
	在宅当番医制診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		在宅当番医制診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	在宅当番医制歯科診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		在宅当番医制歯科診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	休日夜間急患センター <u>19,759</u> 千円	(略)		休日夜間急患センター <u>18,872</u> 千円	(略)
	休日等歯科診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		休日等歯科診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	時間外診療実施診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		時間外診療実施診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	基幹災害拠点病院 <u>1,018,463</u> 千円	(略)		基幹災害拠点病院 <u>972,744</u> 千円	(略)
	地域災害拠点病院 <u>672,866</u> 千円	(略)		地域災害拠点病院 <u>642,661</u> 千円	(略)
	周産期母子医療センター <u>125,265</u> 千円	(略)		周産期母子医療センター <u>119,642</u> 千円	(略)
	小児救急医療拠点病院 <u>42,340</u> 千円	(略)		小児救急医療拠点病院 <u>40,439</u> 千円	(略)
	在宅医療実施病院 (略)	(略)		在宅医療実施病院 (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>120,603</u> 千円			<u>115,189</u> 千円	
	在宅医療実施診療所	(略)		在宅医療実施診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	在宅医療実施歯科診療所	(略)		在宅医療実施歯科診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	がん医療実施診療所	(略)		がん医療実施診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	脳卒中医療実施病院	(略)		脳卒中医療実施病院	(略)
	<u>120,603</u> 千円			<u>115,189</u> 千円	
	精神科病院	(略)		精神科病院	(略)
	<u>120,603</u> 千円			<u>115,189</u> 千円	
	精神科救急医療センター	(略)		精神科救急医療センター	(略)
	<u>1,156,561</u> 千円			<u>1,104,643</u> 千円	
	助産所	(略)		助産所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
(25) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり <u>56,600</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)	(25) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり <u>54,100</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)
(26)	(略)	(略)	(26)	(略)	(略)
(27) 地球温暖	1 医療機関当たり	(略)	(27) 地球温暖	1 医療機関当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
化対策施設整備事業	<u>109,430</u> 千円		化対策施設整備事業	<u>104,518</u> 千円	
(28)	(略)	(略)	(28)	(略)	(略)
(29)	(略)	(略)	(29)	(略)	(略)
(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)
(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり	(略)	(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
	51,439 千円			49,130 千円	
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591 千円	(略)		(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 38,769 千円	(略)
	(3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300 千円	(略)		(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 466 千円	(略)
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158 千円	(略)		(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 26,894 千円	(略)
<p>(注) 1 <u>同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>			<p>(注) 1 <u>過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>		

別 紙

改正後				現行			
別表3 1平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別表3 1平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
事業区分	種目等	構造別	単価	事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>208,200</u>
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>214,000</u>	(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>180,900</u>
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>355,000</u>	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>208,200</u>
(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業				(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業			
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
(5) 救命救急センター施設整備事業				(5) 救命救急センター施設整備事業			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業				(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業			

別 紙

改正後				現行			
(8) 小児集中治療室施設整備事業				(8) 小児集中治療室施設整備事業			
(26) 医療機器管理室施設整備事業				(26) 医療機器管理室施設整備事業			
(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
(11) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	<u>214,000</u>	(11) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	<u>230,500</u>
(12) 共同利用施設施設整備事業	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(12) 共同利用施設施設整備事業	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
(21) 特定地域病院施設整備事業		ブロック	<u>214,000</u>	(21) 特定地域病院施設整備事業		ブロック	<u>258,000</u>
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,500</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,500</u>

別 紙

改正後				現行				
	診療所 (一般地 区)	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	診療所 (一般地 区)	鉄筋コンクリ ート	<u>198,000</u>		
		ブロック	<u>214,000</u>		ブロック	<u>172,200</u>		
		木造	<u>355,000</u>		木造	<u>198,000</u>		
	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>212,200</u>		
		ブロック	<u>214,000</u>		ブロック	<u>185,000</u>		
		木造	<u>355,000</u>		木造	<u>212,200</u>		
(17)、(19)	(略)	(略)	<u>(略)</u>	(17)、(19)	(略)	(略)	<u>(略)</u>	
(20) 治験施設施設整備 事業	治験専門外 来	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	治験専門外 来	鉄筋コンクリ ート	<u>295,100</u>		
		ブロック	<u>214,000</u>		ブロック	<u>258,000</u>		
	治験管理部 門	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	治験管理部 門	鉄筋コンクリ ート	<u>243,300</u>		
		ブロック	<u>214,000</u>		ブロック	<u>212,500</u>		
	(注) 1、2 (略)				(注) 1、2 (略)			
	別表4 (略)				別表4 (略)			
別表5				別表5				

別 紙

改正後		現行	
事業区分	調整率	事業区分	調整率
4の(1)から(10)、(12)から(22)、(24)から(27)、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、 <u>4の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。</u>)	0.33	4の(1)から(10)、(12)から(22)、(24)から(27)、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、 <u>(29)</u> 及び <u>(30)</u> に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの <u>及び受水槽、給水設備</u> に限る。 <u>また、4の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。</u>)	0.50	4の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)及び <u>(29)</u> に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50
別表6～8 (略)		別表6～8 (略)	
(交付の条件)		(交付の条件)	
9 (1)～(9) (略)		9 (1)～(9) (略)	
(申請手続)		(申請手続)	
10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が第2号様式による申請書に、当		10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が第2号様式による申請書に、当	

別 紙

改正後	現行
<p>初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額は明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</p> <p>11～14（略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>15 都道府県知事は、第 4 号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>11～14（略）</p> <p>（実績報告）</p> <p>15 都道府県知事は、第 4 号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p>

別 紙

改正後	現行
<p data-bbox="197 244 1108 395">なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p data-bbox="197 427 1108 643"><u>加えて、10に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="163 730 309 754">16～17（略）</p> <p data-bbox="163 850 622 874">第1号様式～第2号様式、別紙1（略）</p>	<p data-bbox="1182 244 2094 395">なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1149 730 1294 754">16～17（略）</p> <p data-bbox="1149 850 1608 874">第1号様式～第2号様式、別紙1（略）</p>

別紙

改正後

第2号様式 別紙2

事業の実施に関する経費に関する調査														
事業区分	事業区分	施設の名目	別表2の第2欄に定める基準額		別表2の第3欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第4欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第5欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第6欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第7欄に掲げる対象となる基準額	
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)
A	国庫補助金等による事業													
B	国庫補助金等による事業													
C	国庫補助金等による事業													
D	国庫補助金等による事業													
E	国庫補助金等による事業													
F	国庫補助金等による事業													
G	国庫補助金等による事業													
H	国庫補助金等による事業													
I	国庫補助金等による事業													
J	国庫補助金等による事業													
K	国庫補助金等による事業													
L	国庫補助金等による事業													
M	国庫補助金等による事業													
N	国庫補助金等による事業													
O	国庫補助金等による事業													
P	国庫補助金等による事業													
合計														

(作成要領)

- 「基準額」(A)欄には、①別表2の第2欄に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額を、②別表2に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とを算じた額を記載すること。基準額の算出方法については別表2の第2欄に示す事項を参照し、算出方法を記載すること。
- 「基準額」(B)欄には、別表2の第3欄に定める基準額(①)と別表2の第4欄に掲げる対象となる基準額(②)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付基準額」(C)欄には、基準額(D)と国庫補助金等による収入額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「国庫・国庫以外の」欄は、次に該当するものを記載すること。
 - 当該年度に新たに行う事業→「新規」
 - 前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続費となる事業→「継続」
 - 当該年度に新たに行う事業→「新規」
 - 前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続費となる事業→「継続」
- 「国庫補助金の有無」欄は、補助対象部分を取得する際に、当該補助対象部分の取得のために設定される国庫補助金の有無を記載すること。
- 「国庫補助金の有無」欄は、交付要領(1)による交付要領(1)に定める交付要領(1)に該当するものを記載すること。

第3号様式～第4号様式、別紙1 (略)

現行

第2号様式 別紙2

事業の実施に関する経費に関する調査														
事業区分	事業区分	施設の名目	別表2の第2欄に定める基準額		別表2の第3欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第4欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第5欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第6欄に掲げる対象となる基準額		別表2の第7欄に掲げる対象となる基準額	
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)
A	国庫補助金等による事業													
B	国庫補助金等による事業													
C	国庫補助金等による事業													
D	国庫補助金等による事業													
E	国庫補助金等による事業													
F	国庫補助金等による事業													
G	国庫補助金等による事業													
H	国庫補助金等による事業													
I	国庫補助金等による事業													
J	国庫補助金等による事業													
K	国庫補助金等による事業													
L	国庫補助金等による事業													
M	国庫補助金等による事業													
N	国庫補助金等による事業													
O	国庫補助金等による事業													
P	国庫補助金等による事業													
合計														

(作成要領)

- 「基準額」(A)欄には、①別表2の第2欄に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額を、②別表2に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とを算じた額を記載すること。基準額の算出方法については別表2の第2欄に示す事項を参照し、算出方法を記載すること。
- 「基準額」(B)欄には、別表2の第3欄に定める基準額(①)と別表2の第4欄に掲げる対象となる基準額(②)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付基準額」(C)欄には、基準額(D)と国庫補助金等による収入額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「国庫・国庫以外の」欄は、次に該当するものを記載すること。
 - 当該年度に新たに行う事業→「新規」
 - 前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続費となる事業→「継続」
- 「国庫補助金の有無」欄は、補助対象部分を取得する際に、当該補助対象部分の取得のために設定される国庫補助金の有無を記載すること。
- 「国庫補助金の有無」欄は、交付要領(1)による交付要領(1)に定める交付要領(1)に該当するものを記載すること。

第3号様式～第4号様式、別紙1 (略)

別紙

改正後

第4号様式 別紙2

別紙2 医療従事者報酬等算出内訳														
(都道府県名)														
*** 県														
事業区分	事業区分	施設名称	別表2の第1欄に定める基準額に超える部分	別表2の第2欄に定める基準額に超える部分	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)
A	医師等													
B	看護師等													
C	薬剤師等													
合計														

【作成要領】

- 「標準額」(A)欄には、①別表2の第2欄に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とし、②別表3に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とを乗じた額を記載すること。当該等の標準額算定の過程で生じた繰越は第3段を四捨五入して第2段までとする。
- 「選定額」(C)欄には、別表2の第2欄に定める基準額(A)と別表2の第3欄に掲げる対象経費の算出額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と給付率から算出される収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付決定額」(F)欄には、交付基礎額(E)と交付決定額(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「前年・継続の別」欄は、次に該当するものを選択すること。
 ・当該年度に新たに行う事業→「新規」
 ・前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続算定される事業→「継続」
- 「相当額設定の有無」欄は、補助対象を算出する前に、当該補助対象を取得するために設定される相当額の有無を選択すること。

第5号様式 (略)

現行

第4号様式 別紙2

別紙2 医療従事者報酬等算出内訳														
(都道府県名)														
*** 県														
事業区分	事業区分	施設名称	別表2の第1欄に定める基準額	別表2の第2欄に定める基準額に超える部分	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬	標準報酬
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)
A	医師等													
B	看護師等													
C	薬剤師等													
合計														

【作成要領】

- 「標準額」(A)欄には、①別表2の第2欄に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とし、②別表3に定める基準額と補助対象部分の標準額とを比較して少ない方の額とを乗じた額を記載すること。当該等の標準額算定の過程で生じた繰越は第3段を四捨五入して第2段までとする。
- 「選定額」(C)欄には、別表2の第2欄に定める基準額(A)と別表2の第3欄に掲げる対象経費の算出額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と給付率から算出される収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付決定額」(F)欄には、交付基礎額(E)と交付決定額(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「前年・継続の別」欄は、次に該当するものを選択すること。
 ・当該年度に新たに行う事業→「新規」
 ・前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続算定される事業→「継続」
- 「相当額設定の有無」欄は、補助対象を算出する前に、当該補助対象を取得するために設定される相当額の有無を選択すること。

第5号様式 (略)

別紙

改正後	現行																																																
第6号様式	第6号様式																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">第6号様式</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(元号) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">***県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>1 事業区分及び施設の名称</td> <td style="background-color: yellow;"></td> </tr> <tr> <td>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>5 補助金返還相当額</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。</td> <td></td> </tr> </table>	第6号様式	番 号		(元号) 年 月 日	厚生労働大臣 殿		***県		(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。		記		1 事業区分及び施設の名称		2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 円	3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額	金 円	4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）	金 円	5 補助金返還相当額	金 円	6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">第6号様式</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(元号) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">***県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>1 事業区分及び施設の名称</td> <td style="background-color: yellow;"></td> </tr> <tr> <td>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 添付 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。</td> <td></td> </tr> </table>	第6号様式	番 号		(元号) 年 月 日	厚生労働大臣 殿		***県		(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。		記		1 事業区分及び施設の名称		2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 円	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）	金 円	4 添付 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。	
第6号様式	番 号																																																
	(元号) 年 月 日																																																
厚生労働大臣 殿																																																	
***県																																																	
(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書																																																	
年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。																																																	
記																																																	
1 事業区分及び施設の名称																																																	
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 円																																																
3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額	金 円																																																
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）	金 円																																																
5 補助金返還相当額	金 円																																																
6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。																																																	
第6号様式	番 号																																																
	(元号) 年 月 日																																																
厚生労働大臣 殿																																																	
***県																																																	
(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書																																																	
年 月 日厚生労働省発医政 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備 交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。																																																	
記																																																	
1 事業区分及び施設の名称																																																	
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 円																																																
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額（要国庫補助金等返還相当額）	金 円																																																
4 添付 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類 （積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の 割合を確認できる資料等）を添付する。																																																	

別紙

改正後	現行																																												
第7号様式	第7号様式																																												
<p>第7号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">番 号 年 月 日 (元号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">都道府県知事 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">***県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>1 事業区分及び施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>5 補助金返還相当額</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。</td> <td></td> </tr> </table>		番 号 年 月 日 (元号)	都道府県知事 殿		***県		(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		<p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p>		記		1 事業区分及び施設の名称		2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 〇〇〇〇 円	3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額	金 〇〇〇〇 円	4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）	金 〇〇〇〇 円	5 補助金返還相当額	金 〇〇〇〇 円	6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。		<p>第7号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">番 号 年 月 日 (元号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">都道府県知事 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">***県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>1 事業区分及び施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）</td> <td style="text-align: right;">金 〇〇〇〇 円</td> </tr> <tr> <td>4 添付書類 3の 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。</td> <td></td> </tr> </table>		番 号 年 月 日 (元号)	都道府県知事 殿		***県		(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		<p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p>		記		1 事業区分及び施設の名称		2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 〇〇〇〇 円	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）	金 〇〇〇〇 円	4 添付書類 3の 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。	
	番 号 年 月 日 (元号)																																												
都道府県知事 殿																																													
***県																																													
(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書																																													
<p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p>																																													
記																																													
1 事業区分及び施設の名称																																													
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 〇〇〇〇 円																																												
3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額	金 〇〇〇〇 円																																												
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）	金 〇〇〇〇 円																																												
5 補助金返還相当額	金 〇〇〇〇 円																																												
6 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。																																													
	番 号 年 月 日 (元号)																																												
都道府県知事 殿																																													
***県																																													
(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書																																													
<p>年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p>																																													
記																																													
1 事業区分及び施設の名称																																													
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	金 〇〇〇〇 円																																												
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）	金 〇〇〇〇 円																																												
4 添付書類 3の 3 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他収入額を控除（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。																																													

別 紙

改正後	現行
第8号様式 (略)	第8号様式 (略)